

[事案 29-342] 特定疾病保険金支払請求

・平成 30 年 8 月 7 日 裁定終了

<事案の概要>

脳梗塞を原因とした他覚的な神経学的後遺症が有と診断されたことを理由に、特定疾病保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

以下の理由により、平成 24 年 5 月に契約した生前給付保険に基づき、特定疾病保険金を支払ってほしい。

- (1) 医師により、脳梗塞を原因とした他覚的な神経学的後遺症が有と診断されたので、約款所定の支払事由に該当する。
- (2) 加入時に、募集人から、三大疾病と診断されれば 1 か月以内に保険金が支払われると説明された。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人には脳梗塞の所見は認められないので、脳梗塞を原因とした他覚的な神経学的後遺症が継続したものとは認められない。
- (2) 募集人は、約款所定の支払事由を説明しており、三大疾病と診断された場合は保険金が必ず支払われる旨の説明はしていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の神経学的後遺症が脳梗塞を原因としたものとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。